

鎌倉税務署管内間税会規約

平成元年9月14日制定

平成3年6月5日一部改正

平成8年4月24日一部改正

第1章総則

(名称)

第1条 本会は、鎌倉税務署管内間税会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鎌倉税務署の管轄区域内に置く。なお、具体的な事務所の所在地は、会長が指定するものとする。

(目的)

第3条 本会は、消費税（印紙税、その他の個別消費税を含む。以下同じ。）の自主的な申告納税体制の確立を通して税務、税制の公正に寄与し、あわせて、経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費税の法令、通達等の周知徹底
- (2) 消費税に関する調査研究及び提言
- (3) 消費税の転嫁による正常取引の推進
- (4) 消費税に係わる行政施策への協力
- (5) 会員の親睦と友誼団体との協調
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章会員

(会員)

第5条 本会の会員は、鎌倉税務署の管轄区域内の消費税の納税者で、本会の趣旨に賛同する者とする。

2 前項に掲げる者以外のもので、本会の趣旨に賛同する法人又は個人も会員とする。

(入退会)

第6条 本会の入、退会は、会員の自由意思とする。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この規約及び総会の決議に従う義務を負う。

(会費)

第8条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第9条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に役員として、理事35名以内及び監査役2名を置く。

2 理事の内、1名を会長、若干名を副会長とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監査役は、総会においてこれを選任する。

2 会長、副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 理事は、総会の決議に従い、本会の会務を協議、執行する。

4 監査役は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のために選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、その期の残余期間とする。

(役員報酬)

第14条 役員は、原則として無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第15条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。ただし、その任期は2年とするが、再委嘱を妨げない。

3 顧問及び相談役は、本会の会議運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第16条 本会の会務を適切かつ効率的に執行するため、委員会を設けることができる。

2 委員会の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(支部及び部会)

第17条 本会の業務を分担するため、支部及び部会を置くことができる。

2 支部の地域区分及び部会の業種区分は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

3 支部長は、支部の推薦により、部会長は、部会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

4 支部長及び部会長の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(職員)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を設けることができる。

2 事務局の職員及び嘱託は、会長がこれを任免する。

3 職員及び嘱託は、原則として有給とする。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第19条 会議は、総会及び理事会とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第20条 総会は、会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。
3 理事会には、監査役、顧問、相談役も出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(権能)

- 第21条 総会は、規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告及び収支決算
(3) その他理事会より付議された事項
2 理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会において理事会に委任された事項
(3) その他本会の運営に関する事項
(4) 会務の執行に関する事項

(招集)

- 第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に会長が召集する。
2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上若しくは監査役が会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、1月以内にこれを召集しなければならない。
3 理事会は、会長が必要と認めるときは随時これを召集する。
4 会議を召集するときは、会日の7日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、会議の構成員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、あらかじめ定めた方法により召集することを妨げないものとする。

(議長)

- 第23条 総会の議長はその総会において互選する。
2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決の方法)

- 第24条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、構成員のうちその会議に出席できない者は、他の構成員に委任するか、若しくは、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。
2 前項ただし書きの規定により議決権を行使した構成員は、当該会議に出席したものとみなす。
3 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員数及び出席構成員
- (3) 議事の経過の要領

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、理事会の議決を経て、会長がこれを管理する。

(経費)

第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(収支予算、収支決算等)

第29条 本会の収支予算及び収支決算は、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の収支決算については、財産目録を付して監査役の監査を経なければならない。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 規約の変更は、総会の決議による。

(解散、残余財産の処分)

第32条 本会の解散は、総会において構成員の議決権の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 本会の残余財産は、総会の議決を経てこれを処分する。

附則

(実施期日)

第1条 この規約は、平成8年4月24日から実施する。